

常勤役員退職慰労金規程

規程第14号

平成4年3月9日制定

(目的)

第1条 この規程は、役員退職または死亡に際し、慰労金を支給し、もって役員在任中の功労に報いることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、理事会で専任された常勤の役員に適用する。

② 役員退職慰労金は、常勤役員として円満に勤務し、任期満了、辞任または死亡により退職した者に支給する。

③ 次の各号の一に該当する場合は、第3条の役員退職慰労金を減額し、または支給しないことがある。

- 1 退職にあたり所定の事務手続きをなさず、財団の運営に支障をきたした場合
- 2 退職にあたり財団の信用を傷つけ、または在任中に知り得た財団の機密をもらすことによって財団に損害を与えるおそれがある場合
- 3 在任中不都合な行為があり、役員を解任された場合
- 4 その他前各号に準ずる行為があり、理事会で減額ないし不支給を適当と認めた場合

(算定基準)

第3条 役員退職慰労金の算定は、役員在任1カ年あたり10万円を基本額とし、これに役員在任年数を乗じた額とする。ただし、役員在任が3カ年に満たない場合は支給しない。

(在任期間の計算)

第4条 在任年数は、就任の月から起算し、退職または死亡の月までとする。

② 在任年数に1年未満に端数があるときは月割り計算とする。

(役員退職慰労金の支払い)

第5条 役員退職慰労金は業務の引き継ぎを完了した後に支払う。

(協議事項)

第6条 本規程に定めのない事項については、理事会において協議決定する。

付則

本規程は、平成4年3月9日から施行する。